

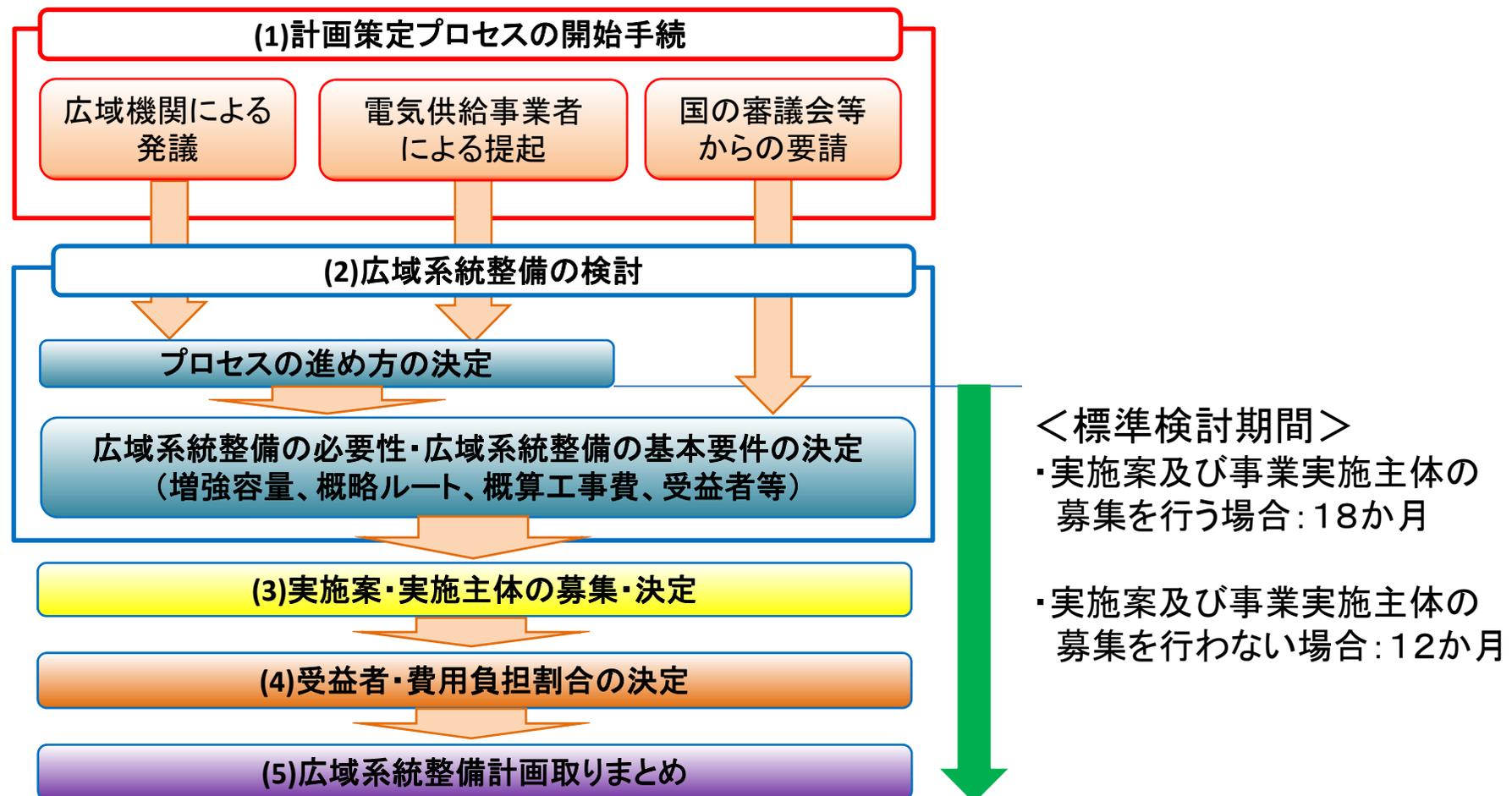
# 広域系統整備計画の策定プロセスについて

平成27年4月24日  
広域系統整備委員会事務局

## ■ 計画策定プロセスとは

計画策定プロセスとは、広域系統整備計画の策定に当たり、広域系統整備委員会において検討、評価等を行う上での手続をいう。

### 計画策定プロセス



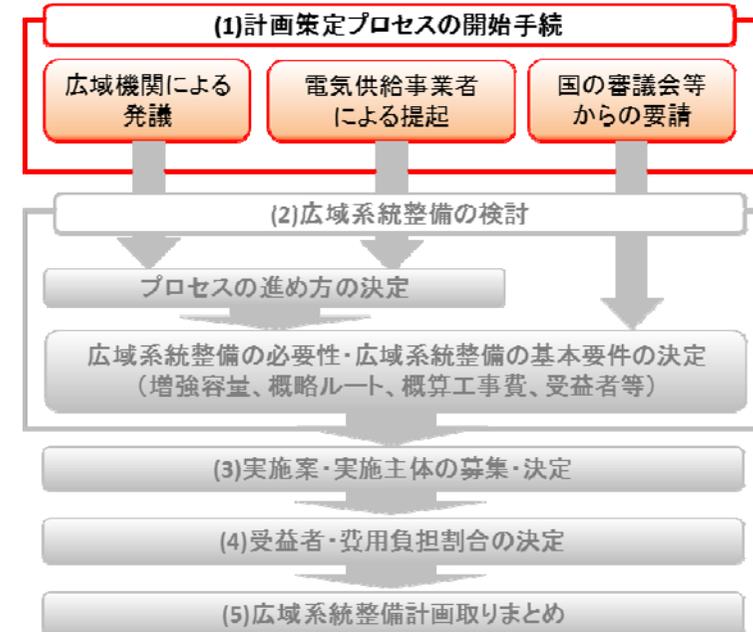
## ■ (1) 計画策定プロセスの開始手続

### < 計画策定プロセスの開始手続 >

・計画策定プロセスは以下により開始する。

- i . 広域機関による発議
- ii . 電気供給事業者による提起
- iii . 国の審議会等からの要請

・上記 i . ii . の場合、整備の検討の対象となる流通設備が、地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定や運用に影響を与えない流通設備である場合には、一般電気事業者に対して対策の実施状況等の確認を行った結果、計画策定プロセスを開始しようとする目的等の実現ができないと認めたとときに限り、計画策定プロセスを開始する。



## ■ (1) 計画策定プロセスの開始手続

(参考)

### 【広域機関による発議】

ア. 安定供給

大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点

イ. 広域的取引の環境整備

現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系システムの混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

### 【電気供給事業者による提起】

ア. 安定供給

大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点

イ. 広域的取引の環境整備

個別の広域的な電力取引に起因する広域連系システムの混雑等を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点

ウ. 電源設置

特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点(電源を設置する電気供給事業者又は当該電源から供給を受ける者からの提起の場合に限る。)

### 【国の審議会等からの要請】

ア. 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき

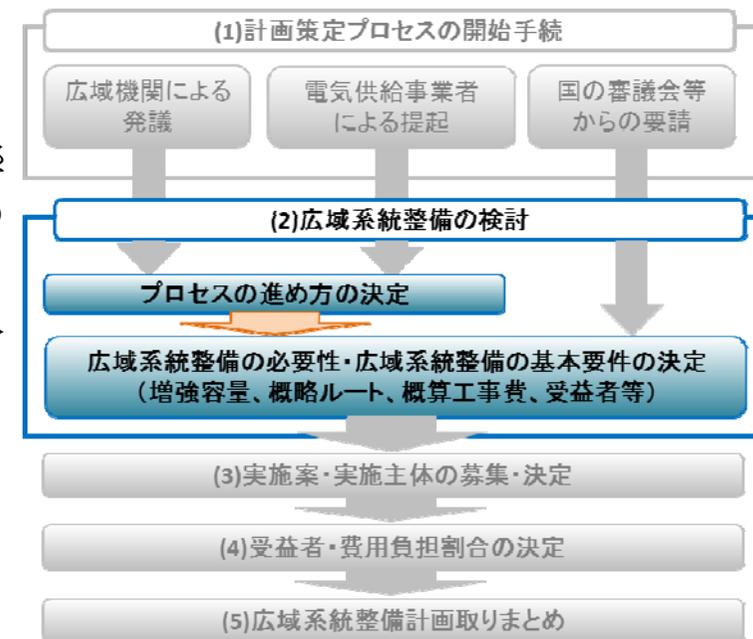
## ■ (2) 広域系統整備の検討

### ＜プロセスの進め方の決定＞

- ・以下の事項の確認及び検討の上、その進め方を決定する。
  - i. 他の案件との照合確認
    - ア. 過去の検討案件との照合確認
    - イ. 検討中又は検討予定の案件との照合確認
  - ii. 計画策定プロセスの継続の必要性
  - iii. 検討スケジュール

### ＜広域系統整備の必要性・広域系統整備の基本要件の決定＞

- ・広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、以下の事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。
- ・広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲を定める。
  - i. 広域系統整備に代わる代替的な方策  
(電源の新增設、既設電源の供給力の増加等)
  - ii. 広域系統整備に要する費用
  - iii. 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
  - iv. 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度
  - v. 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度
  - vi. その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響



## ■ (2) 広域系統整備の検討

(参考)

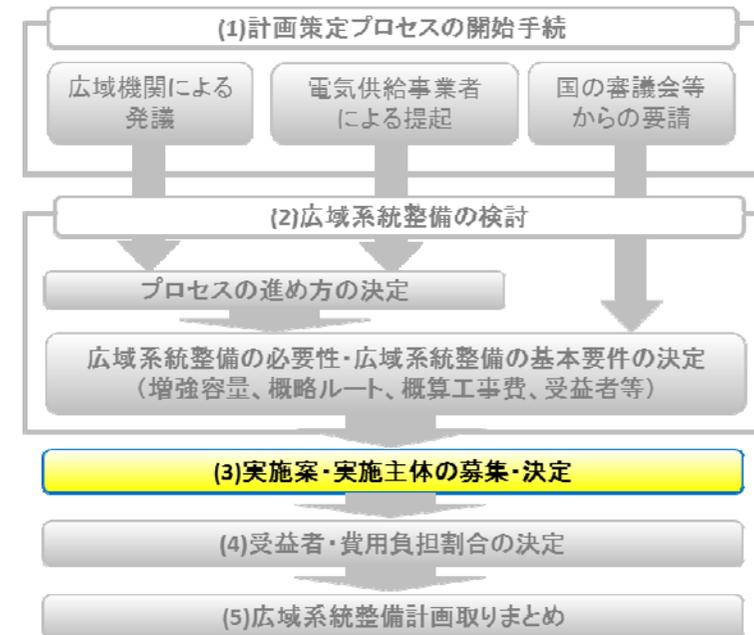
### 【広域系統整備の基本要件】

- ア. 増強の目的及び期待される効果
- イ. 必要な増強容量
- ウ. 広域系統整備が必要となる時期
- エ. 広域系統整備の方策  
(工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等)
- オ. 今後の予定

## ■ (3) 実施案・実施主体の募集・決定

### ＜実施案の募集及び決定＞

- ・広域系統整備の検討において確定した基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(実施案)並びにこれを実施する事業者を募集する。
- ・広域系統整備の検討において既設設備の増強が適当であると認めた場合等、実施案の募集を行うことが合理的でないとき、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求める。
- ・提出された実施案について、経済性、システムの安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。



## ■ (3) 実施案・実施主体の募集・決定

(参考)

### 【実施案及び実施主体の募集】

- ・ 実施案及び実施主体は、以下により募集する。
  - i. 実施案の公表
  - ii. 公募要領の策定・公表
  - iii. 応募意思の確認
  - iv. 応募資格の審査
  - v. 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応
  - vi. 説明会の開催
  - vii. 応募に必要な情報の提供
  - viii. 実施案の提出

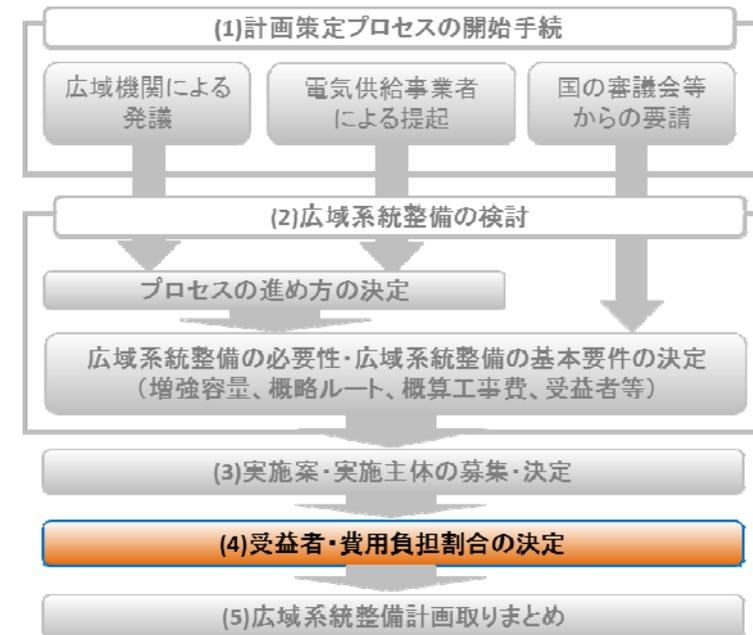
### 【実施案及び実施主体の評価】

- ・ 実施案及び実施主体は、以下の項目により評価する。
  - i. 公募要領等への適合性
  - ii. 経済性（工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等）
  - iii. 電力システムの安定性（電力システムの運用に関する柔軟性の向上、事故発生リスク等）
  - iv. 対策の効果  
（安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等）
  - v. 事業実現性
  - vi. 事業継続性
  - vii. その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項

## ■ (4) 受益者・費用負担割合の決定

### ＜受益者及び費用負担割合の決定＞

- ・広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合を案件ごとに検討する。
- ・広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めたとすべての電気供給事業者（「費用負担候補者」）の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。
- ・費用負担候補者に通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。



## ■ (4) 受益者・費用負担割合の決定

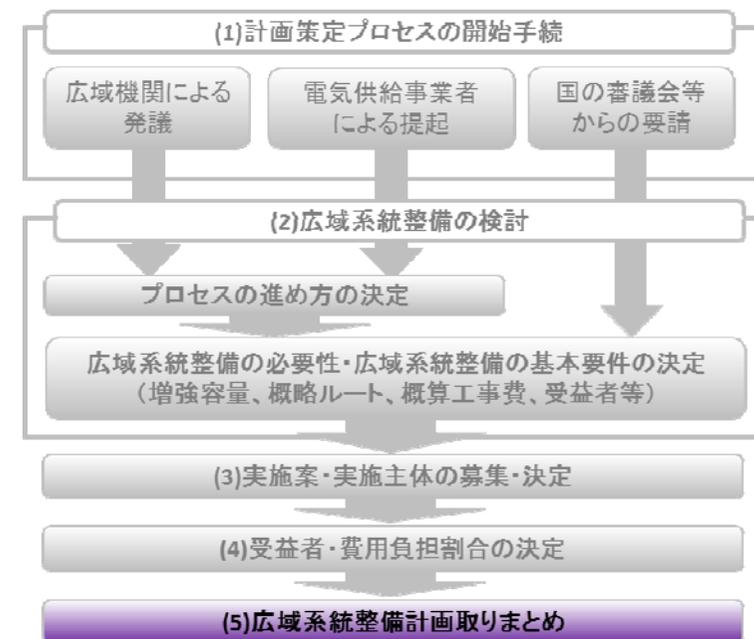
(参考) 広域系統整備の効果と受益者(費用負担者)に関する考え方の例(送配電等業務指針の記載より)  
(広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案のうえ、受益者を決定する。)

広域系統整備の効果	受益者(費用負担者)	
流通設備事故時における周波数の安定性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数安定性が向上する供給区域の需要家</li> </ul>	一般負担 (効果のある供給区域の一般電気事業者で分担)
大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要家</li> </ul>	
送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の遮断が回避される供給区域の需要家</li> </ul>	
連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要家</li> </ul>	
電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電圧安定性が確保される供給区域の需要家</li> </ul>	
卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約定価格が高い供給区域の需要家</li> <li>・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要家(但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要家は除く。)</li> </ul>	特定負担 (当該の個別の電力取引を行う事業者)  特定負担 (当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者)
個別の安定的な電力取引の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該の個別の電力取引により裨益する事業者(電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。)</li> </ul>	
他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者(電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。)</li> </ul>	

## ■ (5) 広域系統整備計画取りまとめ

### ＜広域系統整備計画との取りまとめ＞

- ・(3)で決定した実施案及び(4)の費用負担割合を踏まえ、以下の事項を含む広域系統整備計画を取りまとめ、公表する。
  - i. 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
  - ii. 増強する流通設備の要領及びその考え方
  - iii. 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
  - iv. 概略工事費及びその考え方
  - v. 流通設備の増強の完了時期
  - vi. 実施案及び事業実施主体の選定結果
  - vii. 受益者及びその考え方
  - viii. 増強費用の負担割合及びその考え方
  - ix. その他広域連系系統の整備に関する事項



以下 參考資料

## (参考)定款・業務規程等

### <<定款>>

第39条 本機関に、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

### <<業務規程>>

(広域系統長期方針)

第29条 本機関は、広域運用の観点から、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し公表する。また、広域系統長期方針については、状況変化を適切に反映できるよう定期的に見直しを行う。

- 2 本機関は、広域系統長期方針の策定及び見直しに当たり、専門的な知見を有する有識者及び需要家等も含む委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置し、設備の経年情報等を踏まえた検討を行う。

(広域系統整備計画)

第30条 本機関は、広域系統長期方針、既設設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえ、広域運用の観点からの広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。

- 2 本機関は、広域系統整備計画の策定に当たり、広域系統整備委員会において、第32条から第35条に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）により検討、評価等を行う。

(計画策定プロセスの開始手続)

第31条 本機関は、第24条第2項により必要と認める場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、計画策定プロセスを開始する。

- 一 本機関が、次のア又はイの観点から送配電業務指針で定める検討開始要件に適合すると認めたとき

ア 安定供給（略）

イ 広域的取引の環境整備（略）

- 二 電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点から、広域系統整備に関する提起があったとき

ア 安定供給（略）

イ 広域的取引の環境整備（略）

ウ 電源設置（略）

- 三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき

## (参考)定款・業務規程等

(計画策定プロセスの開始手続) (続き)

### 第31条

2 本機関は、検討の対象となる電線路が地内基幹送電線であって、直接的には地域間連系線（以下「連系線」という。）の運用容量（送電線等の設備を損なうことなく、かつ送配電等業務指針に定める供給信頼度を確保した上で流すことができる電力の最大値をいう。以下同じ。）の算定や運用に影響を与えない電線路であるときは、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該電線路の維持及び運用を行っている一般電気事業者たる会員に対して状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。

(広域系統整備の検討)

第32条 本機関は、第24条第2項及び前条第1項により広域系統整備の計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。

2 本機関は、前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始したときは、その旨及び広域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定を経済産業大臣に報告するとともに、公表する。

3 本機関は、第1項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件又は前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始した案件について、広域系統整備委員会において代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）について検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件を確定する。

4 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者の意見又は前条第1項第3号による検討の要請の内容並びに受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。

(実施案の募集及び決定)

第33条 本機関は、前条第2項で確定した基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方法の案（以下「実施案」という。）並びにこれを実施する事業者を送配電等業務指針に定めるところにより、募集する。

2 前項にかかわらず、本機関は、前条第2項の検討において既設設備の増強が適当であると認めた場合等、実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、送配電等業務指針に定めるところにより、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求める。

3 本機関は、全2項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、システムの安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、理事会にて実施案及びその事業実施主体を決定する。

## (参考)定款・業務規程等

(受益者及び費用負担割合の決定)

第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第3項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。

(広域系統整備計画の取りまとめ)

第35条 本機関は、第33条第3項の決定及び前条の費用負担割合を踏まえ、次の各号の事項を含む広域系統整備計画を取りまとめ、広域系統整備委員会において検討の上、理事会で決定し、公表する。

- 一 広域系統整備の実施方策（決定した実施案）
- 二 事業実施主体となる者（決定した実施案を提出した者）
- 三 受益者及び費用負担割合

2 本機関は、事業実施主体となる者及び受益者に対し、第1項による決定内容を通知する。

### <<送配電等業務指針>>

(本機関の発議による計画策定プロセスの開始手続)

第23条 本機関は、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に、業務規程第31条第1項第1号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

- 一 安定供給に関する検討開始要件（略）
  - 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件（略）
- 2～3（略）

(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)

第26条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起がなされた場合には、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めるときに、業務規程第31条第1項第2号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

- 一 安定供給に関する提起（略）
  - 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起（略）
- 2（略）

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)

第27条 本機関は、国の審議会等から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第31条第1項第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

## (参考)定款・業務規程等

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第29条 計画策定プロセスを開始した場合は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、その進め方を決定するものとする。

- 一 他の案件との照合確認
    - ア 過去の検討案件との照合確認 (略)
    - イ 検討中又は検討予定の案件との照合確認
  - 二 計画策定プロセスの継続の必要性 (略)
  - 三 検討スケジュール (略)
- 2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。
- 一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月
  - 二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月
- 3～5 (略)

(基本要件等の決定)

第30条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。

- 一 広域系統整備に代わる代替的な方策 (電源の新增設、既設電源の供給力の増加等)
  - 二 広域系統整備に要する費用
  - 三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
  - 四 広域系統整備による電源取引の活性化への寄与の有無及びその程度
  - 五 広域系統整備による再生可能電源導入への寄与の有無及びその程度
  - 六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、次の各号に定める広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。
- 一 広域系統整備の基本要件
    - ア 増強の目的及び期待される効果
    - イ 必要な増強容量
    - ウ 広域系統整備が必要となる時期
    - エ 広域系統整備の方策 (工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等)
    - オ 今後の予定
  - 二 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲

## (参考)定款・業務規程等

(実施案等の募集の可否の決定)

第33条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定した場合には、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

(実施案等の募集の実施)

第35条 本機関は、前条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。

- 一 実施案募集の公表（略）
- 二 公募要領の策定・公表
- 三 応募意思の確認
- 四 応募資格の審査
- 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応
- 六 説明会の開催
- 七 応募に必要な情報の提供
- 八 実施案の提出

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第36条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会において実施案の提出を求める電気事業者を検討し、特定する。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第37条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案の評価を行う。

- 一 公募要領への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準の充足性、法令又は政省令への適合性等
- 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等
- 三 電力系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生リスク等
- 四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等
- 五 事業実現性 事業者の流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等
- 六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等
- 七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項

2～4（略）

## (参考)定款・業務規程等

(費用負担割合の決定)

第38条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）は、別表5-1に掲げる例を踏まえ、広域系統整備委員会において、案件ごとに検討する。

2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。

3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、評議員会の審議を経て、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。

4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。（略）

(広域系統整備計画の内容)

第41条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法（増強又は新設の別、概略ルート）及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及び考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項